

飼料生産基地として、公共牧場で 飼料の生産・供給に取り組みませんか

～令和5年度 公共牧場機能強化等体制整備事業のご案内 ①～

事業対象者

公共牧場を所有又は管理する地方公共団体、農業協同組合、
農業協同組合連合会、公社、農事組合法人、牧野組合 等

要件（成果目標の設定）

事業完了年度から **3年度以内** を目標年度として、次のいずれかの目標を設定していただきます。

1. 国産飼料の生産

**飼料収穫量を
15%以上向上**

＜実績がない場合＞

当該地域の牧草等の
平均単収を元に目標値を設定

2. 国産飼料の供給（①又は②のいずれか）

①飼料供給量を10%以上向上

（公共牧場内のみで供給する場合は15%以上）

②飼料供給先農家戸数を3戸以上拡大

＜実績がない場合＞

3戸以上の農家に供給

実績がない場合の前提要件

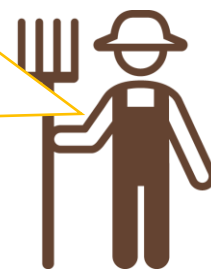
① **3ha以上**の

草地等で取組むこと

② 利用予定の草地等の**50%以上**で

草地改良等を実施すること

休止していた
公共牧場でも
飼料生産に
取組むことが
できます！



補助対象

（※ 草地改良等に係る経費及び施設整備経費は面積当たりの補助上限あり）

① 飼料の生産・供給体制の構築に係る経費（定額）

例 1：飼料生産組織等と連携して飼料を生産するために行う**検討会の費用**

例 2：生産した飼料を農家に供給するために行う**現地調査費用**

② 草地改良等や飼料生産・調製に必要な機械等の導入経費（1/2以内 ※）

例 1：飼料の増産に向けて未活用の土地を草地改良して利用するための**分析費、資材費**

例 2：飼料収穫量の増加に伴って必要となる**ローバレー**

③ 飼料生産・調製・保管・供給に係る施設等の改修・整備経費（1/2以内 ※）

例：公共牧場外に生産飼料の供給を行うに伴って必要となる**ストックヤード**

④ 施設等の整備に係る施設用地の改良及び既存施設の撤去経費（1/2以内）

例：飼料生産量の増加に伴って新たに飼料庫を整備するに伴って必要となる**既存の飼料庫の撤去費**

お問合せ先： 北海道農政事務所生産支援課 TEL：011-330-8807

農林水産省畜産局飼料課 TEL：03-6744-2399

公共牧場や試験場をフル活用し、 和牛の増産に取り組んでみませんか



～令和5年度 公共牧場機能強化等体制整備事業のご案内②～

事業対象者

公共牧場又は**試験場等**を所有又は管理する地方公共団体、農業協同組合、
農業協同組合連合会、公社、農事組合法人、牧野組合 等

要件（成果目標の設定）

事業完了年度から **3年度以内**を目標年度として、次のいずれかの目標を設定していただきます。

繁殖雌牛頭数の
2倍以上の頭数の
和子牛を生産



繁殖雌牛の受託頭数を**10%**以上増加し
妊娠確認できた頭数を
10%以上増加



和牛受精卵の供給個数
（又は移植個数）を
10%以上増加



受託した乳用牛に和牛受精卵を移植し
妊娠確認できた頭数を
10%以上増加



補助対象

- ① **家畜**（肉専用種妊娠牛、和牛の繁殖に供する雌牛）の導入経費
（1/2以内、上限：肉専用種妊娠牛 27.5万円、和牛の繁殖に供する雌牛 17.5万円）
- ② 家畜の導入又は受託受入頭数の拡大に必要な**施設等の改修・整備**経費（1/2以内 ※）
例：飼養頭数の増加に伴って既存の牛舎では収容できなくなるため、**牛舎を整備**
- ③ **草地改良等や飼料生産・調製に必要な機械等**の導入経費（1/2以内 ※）
例：飼養頭数の増加に伴って、給与飼料を増産する必要があるため、**ロールベアラーを整備**
- ④ **飼料生産・調製・保管・供給に係る施設等の改修・整備**経費（1/2以内 ※）
例：飼養頭数の増加に伴って、給与飼料を増産する必要があるため、**バンカーサイロを整備**
- ⑤ 施設等の整備に係る**施設用地の改良及び既存施設の撤去**経費（1/2以内）
例：飼養頭数の増加に伴って新たに牛舎を整備するため、**既存の牛舎を撤去**
- ⑥ 和子牛供給体制強化に必要な③以外の**機械等**の導入経費（1/2以内）
例：受精卵移植実施数増加に対応するため、**超音波診断装置及び受精卵移植機器を導入**

（※ 草地改良等に係る経費及び施設整備経費は面積当たりの補助上限あり）

お問合せ先： 北海道農政事務所生産支援課 TEL：011-330-8807
農林水産省畜産局飼料課 TEL：03-6744-2399